

**令和 2 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)**

報告書

2021 年 3 月

March, 2021

一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY&ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

目次

I. はじめに.....	3
1. 事業目的.....	3
2. 調査体制.....	4
3. 調査スケジュール.....	4
II. 電気用品を中心とした製品安全4法対象製品のモール運営事業者サイトのサイト を利用した販売事業者の法令遵守確認.....	5
1. 調査概要.....	5
(1) 調査期間.....	5
(2) 調査対象.....	5
2. 調査方法.....	6
(1) 調査対象とする製品の選定.....	7
(2) 調査対象とした販売事業者への照会.....	7
3. 調査結果.....	8
III. 製品安全4法対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者 の自社サイト（以下、「海外等直販サイト」という。）の削除に向けた取組.....	9
1. 調査概要.....	9
2. 調査方法及び結果.....	9
IV. 所在地等が不明な販売事業者の実態調査.....	10
V. 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出.....	11
1. 法令遵守確認の有効性の確認について.....	11
(1) 調査時期、期間に対する課題.....	11
(2) 調査対象品目、製品の選定における課題.....	11
(3) 照会票の送付、回収における課題.....	11
(4) 照会結果の検証における課題.....	12
2. 製品安全4法の法執行面や制度面での課題.....	14
3. 製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する 今後の取り組み.....	16

I. はじめに

1. 事業目的

近年インターネット販売における製品安全4法¹対象製品（491品目）に関する法令違反事案が増加している。特に、法令対象製品であるにも関わらず、PSE、PSC等マークや届出事業者名の表示が無い商品を販売する出品者（販売事業者）が多く、販売事業者による法令遵守状況やインターネット販売で購入した製品による重大製品事故の比率の増加傾向が問題視されている。

経済産業省では、製品安全4法に基づくインターネットの監視業務については、消費者等からの情報提供に基づく受動監視を主要に行っているところであるが、今回の事業においては、国からの受託により、一般財団法人電気安全環境研究所（以下、JETという。）がインターネット販売している法令対象製品を選定して、販売事業者の法令遵守の確認（以下、ネットパトロールという。）を行い、監視体制の有効性の検証等を行う。

表 I - 1 本調査業務の実施項目と記載の整理

本報告書	実施項目
第II章	電気用品を中心とした製品安全4法対象製品のモール運営事業者サイトのサイト（以下、「モールサイト」という。）を利用した販売事業者の法令遵守確認
第III章	違反と判断された場合の対応
第IV章	製品安全4法対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者の自社サイト（以下、「海外等直販サイト」という。）の削除に向けた取組
第V章	所在地等が不明な販売事業者の実態調査

¹ 消費生活用製品安全法（以下、「消安法」という。）、電気用品安全法（以下、「電安法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」という。）、ガス事業法（以下、「ガス事法」という。）をいう。

2. 調査体制

本調査業務については、JET内において、3つのチームで分担する体制とした。各チームの主な担当業務を表I-2に示す。

表I-2 JET内における調査体制

調査内容	チーム名	主な担当業務
第II章にかかる調査業務	モールサイトを利用した販売事業者対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 照会対象とする出品物のモールサイト上でのキーワード検索 ● 販売事業者から製品画像を取りよせる等の照会 ● 製品画像を使った法令遵守確認・検証
第IV章にかかる調査業務	海外等直販サイト対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 外注先との調整等
第V章にかかる調査業務	販売事業者の実態把握対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売事業者の実態調査

3. 調査スケジュール

本調査業務の第II章及び第IV章は、表I-3で示す全体スケジュールのとおり実施した。

表I-3 全体スケジュール

年	月	第II章	第IV章
2020	9	調査票（販売事業者への照会メールの文面等を含む）及び調査対象品目に関する経済産業省との調整	外注先との契約
	10	モール運営事業者との調整を実施し、本調査業務における連絡体制を構築	経済産業省から対象となる20サイトの情報を入手し、外注先に調査依頼
	11	第1チームの業務実施 中間報告①	中間報告①
	12	第2チームの業務実施	
2021	1	第3チームの業務実施	
	2	第4チームの業務実施 中間報告②	中間報告②
	3	最終報告	最終報告

Ⅱ. 電気用品を中心とした製品安全４法対象製品のモール運営事業者サイトのサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認

1. 調査概要

モール運営事業者が運営するモールサイトに出品されている製品において、法令上規定されている適切な表示がなされているか等の実態を販売事業者に照会することで調査し、その結果を経済産業省に報告した。

(1) 調査期間

モールサイトでの調査は、第1ターム（2020年11月）から、1ヶ月を区切りとして第4ターム（2021年2月）までの4回に分けて実施した。

(2) 調査対象

調査対象としたモールサイトは、国内の3サイトとした。

調査対象とした製品安全４法の対象品目は表Ⅱ－１のとおりとし、モールサイトに関係なく共通とした。月に5品目、品目あたり50製品、計250製品の調査を一単位として、2020年11月から2021年2月までの4ヶ月間で、キーワードを用いて約1000製品を検索し、このうち、販売事業者のE-mailアドレスが確認できた約570製品に対して、販売事業者に照会する調査を実施した。

本調査業務で対象とするモールサイト及び品目は、経済産業省と協議して決定した。なお品目選定においては、「インターネット販売において法令違反が多い品目」、「製品に起因する事故が多い品目」を選定することを基本方針とした。

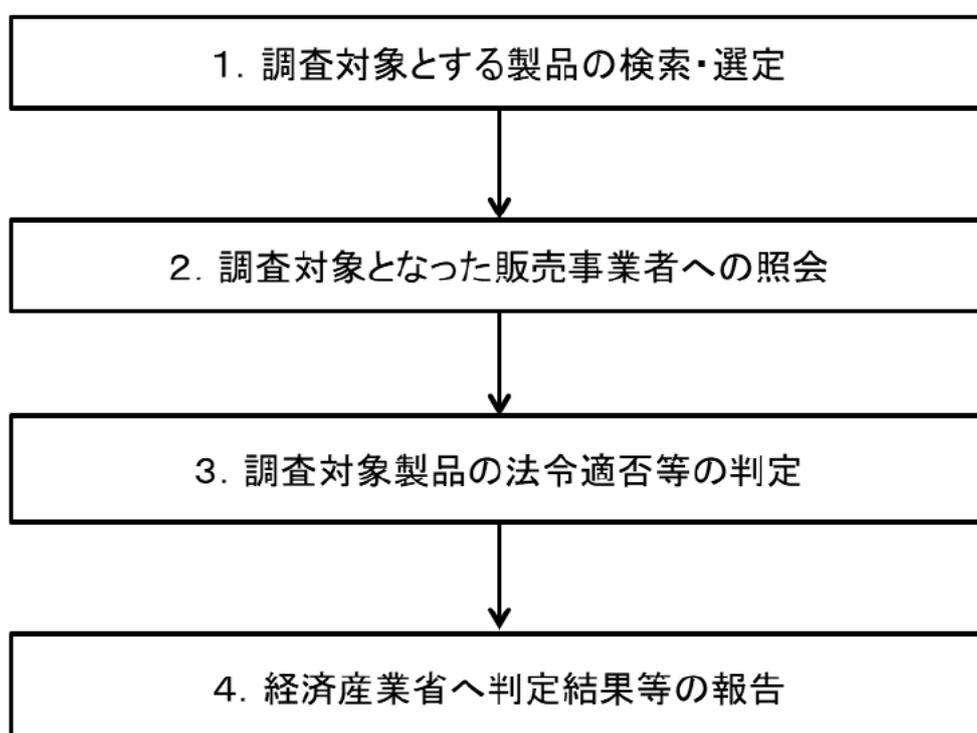
表Ⅱ－１ 調査対象品目

調査時期	品目				
	1	2	3	4	5
第1ターム 2020年11月～	乗車用 ヘルメット	リチウム イオン 蓄電池	エル・ イー・ ディー・ ランプ	電気温風機	カートリッ ジガス こんろ
第2ターム 2020年12月～				電気天火	
第3ターム 2021年1月～				電気髪ごて	直流電源 装置
第4ターム 2021年2月～					

2. 調査方法

モールサイトでの調査方法は、図Ⅱ－１のとおり。

図Ⅱ－１ モールサイトでの調査方法



(1) 調査対象とする製品の選定

モールサイト内に設けられている商品検索画面から、調査対象とする製品及び販売事業者を選定した。

(2) 調査対象とした販売事業者への照会

調査対象とした販売事業者に対しては、E-mailにより照会票及び回答票を表示事例とともに送付し、法令上の規定に基づく表示の有無等の照会を行った。

(3) 調査対象製品の法令適否等の判定

販売事業者から提供された調査票への回答及び製品画像等から、調査対象とした製品に法令上の規程に基づく表示が適切になされているかの確認を行った

なお参考として、販売の制限及び表示に関連する法令の条項を表Ⅱ-2及び表Ⅱ-3に示す。

表Ⅱ-2 販売の制限及び表示に関する法令の条項

法令	販売の制限	表示
電安法	第二十七条	第十条
消安法	第四条	第十三条
液石法	第三十九条	第四十八条
ガス事法	第一百三十八条	第一百四十七条

表Ⅱ-3 表Ⅱ-2に示す法令に関する関連法規とその条項

法令	PSマーク	届出事業者名	定格等の表示
電安法	電気用品安全法施行規則 第十七条		電気用品の技術上の基準を定める省令 第十九条
消安法	経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令 第二十二条	別表第1	
液石法	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令 第二十条	別表第3	
ガス事法	ガス用品の技術上の基準等に関する省令 第二十条	別表第3	

(4) 経済産業省へ判定結果等の報告

(3)の法令適否等の判定が完了したものは、JETがその判定結果等を経済産業省へ報告した。詳細は第三章で後述する。

3. 調査結果

(1) 販売事業者への法令順守確認の照会結果

販売事業者への法令順守確認を実施して得られた結果の事例及びそれに対する経済産業省による対応を表Ⅱ－４に示す。

表Ⅱ－４ 法令適合と認められなかった販売事業者への対応事例

製品名	J E T 報告内容	販売事業者への経済産業省の対応
電気温風機	製品本体に、P Sマークの表示がなかった。	商品ページが削除されたことを確認するとともに、法令順守の徹底を販売事業者に求めた。
電気温風機	製品本体に、P Sマークの表示はあるが、届出事業者の表示がなかった。	商品ページが削除されたことを確認するとともに、法令順守の徹底を販売事業者に求めた。
リチウムイオン蓄電池	製品裏面に、承認されているか分からない略称表示があった。	略称が承認されていなかったため、経済産業省において手続きを開始することを指示した。
乗車用ヘルメット	現物がなく、P Sマークの表示の確認ができなかった。	商品ページが削除されたことを確認するとともに、法令順守の徹底を販売事業者に求めた。
カートリッジガスこんろ	製品本体に、P Sマークの表示がなく、商品ページが削除された。	商品ページが削除されたことを確認するとともに、法令順守の徹底を販売事業者に求めた。
エル・イー・ディー・ランプ	経済産業省に届出していることを理由に、P Sマークの画像が提供されなかった。	販売事業者にアプローチして、画像が提供された。結果は適合であった。

Ⅲ. 製品安全 4 法対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者の自社サイト（以下、「海外等直販サイト」という。）の削除に向けた取組

1. 調査概要

経済産業省が提供するリストに掲載された製品安全 4 法違反となる製品を取り扱う海外等直販サイト（10 サイト）を削除するため、当該サイトを登録するレジストラ、ホスティングサービス提供事業者等（以下「レジストラ等」という。）に対しては、適切な方法で当該サイトの削除要請を行った。削除要請を行う際には、事前に経済産業省と対応方針等を調整し、実施した。

要請後は、レジストラ等が措置を取ったか確認を行い、適切な対応がなされなかった場合は、改めて要請を行う又は他のレジストラ等に要請する等、適切な措置を講じた。

また、レジストラ等に対して要請を行った場合は、当該レジストラ等が措置を取っても他のサーバーにサイトを移転する可能性があるため、当該サイトについて 2021 年 3 月 24 日まではフォローアップを行い、他のサーバーへの移転が認められた場合は、改めて削除要請を行った。

本事業が開始するまでに経済産業省がレジストラ等へ削除要請を行い、既に削除された海外等直販サイト（10 サイト）についてもフォローアップを行い、海外等直販サイトの存在が認められた場合は、改めて削除要請を行った。

削除要請の過程で確認できたレジストラ等の所在国の傾向や対応状況、意見等を整理し、より効果的なアプローチ手法を検討した。

なお、本調査業務の一部を外注先に委託した。

2. 調査方法及び結果

（1）調査方法

調査は、経済産業省から提供された対象ドメイン名（計 20 件）について、適切な連絡先に削除要請のメールを送る方法とした。20 件のうち 19 件は、各ドメインを登録しているレジストラへ閉鎖要請を行った。残りの 1 件は、EC サイト運営会社に対し、消安法に違反する製品を販売しているサイトについて説明した上で、閉鎖要請を行った。必要に応じて違法性を示す情報やスクリーンショットを提供し、閉鎖要請先からの質問に回答する等、ドメイン名の停止に関する協力を得られるよう、複数回に渡り働きかけと交渉を行った。

（2）調査結果

製品安全 4 法違反となる海外等直販サイトの削除に向けた取組は、3 月 18 日時点で、現在 20 件のうち 17 件のサイト削除が完了した。一時的には 18 件のサイト削除に成功したものの、このうち 1 件については、削除後に再び不正なコンテンツが戻ったため、再度サイト削除に向けた要請を開始し、現在も要請を継続している。

IV. 所在地等が不明な販売事業者の実態調査

本調査業務においては、インターネット販売における法令違反が多い品目を調査対象としていることを踏まえ、第Ⅱ章の調査において収集された販売事業者の情報に基づき実態調査を行った。

第Ⅱ章における製品の選定時点では、販売事業者情報ページにおいて、所在地が不明な販売事業者は、全体で58件であった。またその多くは所在地のみでなく、特定商取引法（以下、特商法という。）において、消費者に対して提供することが求められている販売事業者名や運営責任者名に関する情報が、販売事業者情報ページ上に、見当たらなかった。しかし、このうち57件については、本調査業務の完了前（2021年3月中旬）に特商法に基づく販売事業者名及び所在地等の表記が、販売事業者情報ページに掲載されていることを確認できた。

この57件の販売事業者の所在地の内訳は、中国：53件、日本：3件、香港：1件となり、選定時点で所在地が不明であった店舗の多くが中国に所在していることが分かった。またこの情報に基づくと、所在地が不明であった中国の販売事業者は、所在地に「Shenzhen」の表記が含まれるものが多いことから、広東省深圳市を所在地とする販売事業者が多いことも示唆される。

V 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出

1. 法令遵守確認の有効性の確認について

法令遵守確認の実施により、P Sマークのない製品をモールサイトで出品している販売事業者が認められたことはもちろんのこと、P Sマークの必要性、販売事業者の法的義務の周知ができる等、本調査業務による一定の効果があったと考えられる。

一方で本調査業務を通じて、以下のとおり課題もあることが確認されたことから、以下のとおり、今回の調査業務の段階毎に項目を列挙し、それぞれに対する有効性の検証を行い今後に必要な対策についてもとりまとめた。

(1) 調査時期、期間に対する課題

電気除湿機、扇風機、電気ストーブ等の、いわゆる季節ものの家電製品の場合、流通している時期が限られており、時期によっては在庫がない場合があることから、市場実態調査の品目は実施時期によって影響を受ける。

これらの対策として、事業の開始時期を可能な限り早めるとともに、冬期商品（採暖器具、装飾用電灯器具等）の販売開始時期を終了時期として、法令遵守確認調査における最終タームの時期を早めに設けることが望ましいと考える。

(2) 調査対象品目、製品の選定における課題

品目によっては同一品目の調査を繰り返した場合、検索キーワードを変える等の工夫をしても、調査の重複（ブランド、販売事業者等）を避けていくと、検索順位がかなり下位の製品まで調査対象となる。検索順位が下位の製品を調査対象としたときには、販売事業者に対する法令の周知という点ではよいが、その特定の製品に対する効果は得られず終えるおそれがある。

これらの対策は、例えば、検索順位の上位から100程度の範囲として消費者の商品選択の行動にあわせた範囲に限定するとともに、商品ページにおいてP Sマークがあると推測されるものを除くことが良いと考えられた。

(3) 照会票の送付、回収における課題

① 本調査業務では、照会票をE-mailに添付する形式で、販売事業者に送付した。販売事業者からの返信がなかった場合は、E-mailによる複数回の督促を実施した。

またモールサイトB、モールサイトC上の販売事業者の一部については更に電話による督促も必要に応じて実施した。

販売事業者からの返信がなかった理由は、販売事業者との電話による督促を通じて得た経験を踏まえると、大きく以下2パターンとなる。

a. メールソフトにおいて自動的に迷惑メールのフォルダに格納される等の理由で、E-mailを確認してもらえない。

b. E-mailの本文中にURLの記載が多い、添付ファイルがある等の理由で、フィッシング詐欺を疑われ、E-mailの内容を確認しない、もしくは回答を控える。

② 海外の電話番号が表示されている販売事業者の場合、電話での督促が困難となる。なかには、所在地が日本であっても、海外の電話番号が掲載されているケースがあった。

① b. の場合については販売事業者自身が、E-mailの信憑性を確かめるために、JET又は経済産業省に電話をかけてくることがあり、本調査業務に対する疑義を申し出るものも含まれていたが、多くは本調査業務を真摯に受けるにあたって、電話をかけてきたものであった。電話をかけてきた者においては、直接話すことによって本調査業務の位置づけを理解してもらえたこともあり、最終的には製品画像の提供につながる結果となった。本調査業務の実施については、b. のような疑いを持たれることがあることから、事業期間中はその案内を委託者、受託者、モール運営事業者等のサイトで公開する等によって、広く知らしめることにより調査対象となった販売事業者に不安を抱かせないような工夫が必要であると考えられた。

以上の観点から、モール運営事業者の協力を受けて、本調査業務における販売事業者への督促を実施することは一定の効果が得られるものの、海外の販売事業者に対しては限定的であった。なお②のような海外の電話番号が表示されている販売事業者にあつては、電話による督促も困難と考えられることから、製品を実際に購入してPSマーク等の有無を確認する方法が今後の対策における一案となりうる。

(4) 照会結果の検証における課題

① 調査をきっかけとして、PSマークの表示等、場当たり的な修正が行われたのではないかという疑いがある事例がいくつか判明した。

② 商品ページには「在庫あり」となっており、販売事業者に照会したところ、「在庫なし」、「誤って出品した」等の理由で、販売を中止したものがあつた。

①及び②への対策としては、実際に販売されている製品であるか、ネットパトロールを逃れるために在庫なしと回答したのか等、法令違反の疑いが残る場合には、実際に製品を入手して確認することが確実であるものの、幅広く調査を行うことは困難と考えられる。

特に②については、今回の調査業務においては、「現在、在庫なし」の理由を申し出た販売事業者に対しては、「通常、在庫がある場合は、販売事業者においてどのような表示確認を実施しているのか」という視点へ切り替え、E-mailにより表示の確認方法について追加で照会を実施したものの返信がなかったケースも多かった。今後の対策としては、一度連絡が取れた販売事業者については、前述のとおり販売事業者への電話による督促が回答を促す効果が期待できることから、電話による督促が対策の一つになると考えられる。

(5) 法令等に違反している販売事業者の取扱いの課題

- ① ある販売事業者が販売していた製品でP Sマーク無表示等の違反が認められたとしても、同一モールサイトにおいて、同一の製品を販売している他の販売事業者には波及効果が出ないおそれがある。
- ② 販売事業者が製品安全4法で規定するP Sマークを確認する意識がない場合、照会を受けた1つの製品に対してP Sマークの確認を行ったとしても、当該販売事業者が取り扱っている他の製品に対して規制対象該非及びP Sマークの表示有無に関する認が販売事業者自身により十分に行われぬ可能性がある。

上記①については、法令違反又はそれが疑われる製品についてモール運営事業者と共有することで、同じ製品を販売している当該モールサイトの他の販売事業者に対して、モール運営事業者から販売事業者に対して、P Sマーク等の表示を確認するように連絡することがよいと考える。

なお今回の調査においては、上記②に関しては品目毎にピックアップしての調査を行った後、P Sマークに対する意識の確認として、経済産業省から販売事業者に対し、モールサイトに出品される他の製品もP Sマークを確認するように指示を出してもらうことで対応した。

2. 製品安全4法の法執行面や制度面での課題

(1) 販売事業者に対するPSマークの正しい理解の促進

- ① 照会票の送付にあたり、製品安全4法におけるPSマークの表示の必要性を説明しているにもかかわらず、理解がなされない事業者がいた。JETと販売事業者とのやりとりを示す詳細は表VI-1のとおり。

表V-1 JETと販売事業者とのやりとり

品目	概要 (販売事業者から受けた返信の内容より)	備考
乗車用ヘルメット	<p>① PSマークの表示確認を依頼したところ、「当社では、今般指摘されました商品についてモールサイトAに出品している販売事業者より仕入れをする予定でございました。」との返信があった。</p> <p>② モールサイトBの当該販売事業者に対し、追加で日常的なPSマークの確認方法を照会したところ、③に示す内容の回答があった。</p> <p>③ モールサイトAの規約において、規制対象製品であるにも関わらず、PSマークの表示がない商品等は販売できないことは記載されているため、モールサイトAで販売されている商品は、適法であると理解していた。</p>	別のモールサイトから仕入れる(例:モールサイトBの販売事業者が、モールサイトAから購入することにより、法を履行していると理解していた事例)
エル・イー・ディー・ランプ	<p>① 当該販売事業者は、自身はあくまで販売を担っており、PSマークの表示確認に関する責任を持たないことを主張した。</p> <p>② PSマークの表示確認については、製造事業者であるメーカーの連絡先を示すとともに、「メーカーに直接確認してください。」と回答があった。</p>	PSマークの表示確認を販売事業者が行う法の義務を正しく理解できていなかった事例

乗車用 ヘルメット	<p>① 当該販売事業者からの返信において、「PSC認証以外に他の認証が可能ですか？例えば、DOT認証です。PSC認証がないと、何をする必要がありますか？」と質問があった。</p> <p>② ①の質問に対し、PSCマークに関する説明を添えてJETから返信したところ、「弊店はDOTの認証があれば十分だと思いますが、まさかPSCの認証も必要だと知らなかったです。」と回答があった。</p>	海外（本事例では、米国）の規格に適合していることを販売事業者が確認していることを理由に、法の義務を履行していると理解していた事例
--------------	---	--

- ② 商品ページにおける消費者に対する説明において、PSマークを正しく説明できていない販売事業者が見受けられた。具体的事例は表VI-2のとおり。

表V-2 PSマークを正しく説明できていない商品ページの事例

商品ページの説明	備考
安全規格： 公道走行可 安全規格「PSCマーク付き」 PSCマークは、製品安全協会が経済産業大臣の承認を得て定めた認定基準に適合している製品に表示	PSCマークが製品安全協会の認定のような説明内容となっている。
世界の安全認証に合格 高水準の安心	製品安全マークではないRohs、FCCに並ぶ位置づけでPSマークがあり、あたかも認証マークであるかのような記載となっている。

これにより、PSマークが必須ではなくPSマークがあるものが特別に優良であるという誤解を消費者に招く等の悪影響があると考えられる。PSマークの確認の必要性については、経済産業省のホームページ等で周知を行っているが、販売事業者に対するPSマークの啓発や説明表示のガイドライン等正しい理解を促進させるための方策が更に必要ではないかと考える。

(2) 消費者に対するPSマークの正しい理解の促進

適法な義務を履行することができない海外の販売事業者がPSマークを製品に付し、また、優良品を示して商品を販売している実態があることから、製品安全4法の規制対象製品を購入する際には、国内の販売事業者から適法な製品を購入するよう、PSマークの正しい理解をするための方策が必要ではないかと考えられる。また、個人輸入や輸入代行業者を利用することにより製品安全4法の義務を履行していない製品は、国の定めた技術基準に適合していない不安全なものであるおそれがあることを踏まえた上で、購入の是非を判断するようあわせて啓発が必要である。

(3) モール運営事業者に対するPSマークの表記ルールの依頼

モール運営事業者によっては、法律に基づく許認可、届出等を行っていない商品を販売することを禁じており、この中には製品安全4法の規制対象製品もあると考えられる。ただし、今回の調査において、商品ページに掲載されている写真にPSマークがない、又はPSマークがあると説明されているにもかかわらず、実際には製品にPSマークの表示がない、もしくは適法なPSマークの表示が実質的に不可能である海外の事業者からの直送製品が、それとわかる表記がないまま販売されているという実態がわかった。

このため、販売事業者に対してPSマークが必要な製品であるか、PSマークの表示があるかといった点の情報を商品の説明ページに明記するルールを定める等によって、消費者が正しく商品を選択できる情報を提供するよう、モール運営事業者が働きかけることが期待される。

3. 製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する今後の取り組み

製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイト（以下、法令違反直販サイトという。）に対しては、登録するレジストラに向けて削除を要請しつつ、削除まで至ったものについてはその後も監視を継続する体制を基本として取り組んだ。

今年度の監視業務においては、要請により削除まで至った法令違反直販サイトがある一方で、削除まで至らなかった法令違反直販サイトも見受けられた。法令違反直販サイトの削除要請においてレジストラ等に対して継続的に働きかけることが、今後の取り組みにおいても重要となる。

以 上